

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		衛生検査所の登録の取消等処分
根拠条例・規則名		臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律76号） 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年7月21日厚生省令24号）
条 項		法第20条の3第2項 第20条の3第3項 第20条の4 第20条の7 第22条第3号 第25条 規則第12条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。（理由：不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定尽くされているため。）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		